

京大病院看護師に有罪

エタノール「初歩的ミス、過失重大」

地裁判決

京大病院（京都市左京区）で二〇〇〇年二月、人

工呼吸器の加温加湿器に消毒用エタノールを誤って注入し、入院中の藤井沙織さん（当時十七歳）を死亡させたとして、業務上過失致死罪に問われた看護師高山詩穂被告（27）の判決が十日、京都地裁であり、古川博裁判長は「初歩的な過失と言わざるを得ず、過失は重大」として禁固十月、執行猶予三年（求刑・禁固十

月）を言い渡した。

判決によると、高山被告は同二月二十八日、精製水と間違えて注入。沙織さんを急性エタノール中毒などで死亡させた。

弁護側は、過失の背景に

病院の管理監督体制の不備を主張したが、古川裁判長

は「基本的な注意義務を怠ったものであることを考慮すれば無関係」とした。

沙織さんの両親は昨年十月、京都地裁の医師ら四

人の不起訴処分を不服とし、検察審査会に審査を申し立て、国と医師、看護師ら九人を相手取り、慰謝料など一億千二百万円を求め民事訴訟も起こしている。

沙織さんの父、省二さん（47）は「何が起きたか真実を知りたかった。民事訴訟で明らかにしていきたい」と話し、田中紘一・京大病院長は「二度と起こさぬよう事故防止に努める」とコメントした。

京大病院人工呼吸器エタノール事件

京都地裁看護師に有罪判決

2003年11月10日 読賣新聞（大阪）夕刊